

第2回建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会 議事概要

■日時:令和3年12月6日(月)10時~12時

■場所:一般財団法人先端建設技術センター 会議室

■出席者:勝見委員長、高橋委員、増井委員、山脇委員、阪本委員、松橋委員、松本委員、高野(事務局兼任)、高原オブザーバー

事務局:ACTEC 新妻、高野、橋立、JASRA:赤坂、円谷

■議事概要

(1)原料土、改良土の環境安全性に関する論点について(資料2-2 勝見委員会補足資料)

- ・原料土、改良土の環境安全性について、勝見委員長提案が了承された。
- ・原料土、改良土の環境安全性の確認方法・頻度等については、原料土の特性(地域の地質性状、公共工事が民間工事等)、改良材の環境安全性を考慮して、各プラント(事業者)が設定する。(資料2-2にその旨の趣旨が記載されているが、再確認)

(2)認証対象

- ・認証対象は、「建設発生土を原料土として建設発生土改良土を製造・出荷する」工程及びその管理・組織体制とし、原料土には建設汚泥等産業廃棄物を含まないものとする。

(3)審査事項・審査基準等

- ・イ)品質基準に適合する改良土の製造
「原料土として複数の土質を混合して使用する場合はその旨を明記していること」
「原料土の性状に応じた改良材の添加量・率の決定方法が規定されていること」を追加する

(4)認証ランク設定について(資料2-1 p10)

1)ランク設定について

- ・認証3ランク設定について、了承された。
- ・自治体が第三者認証制度を活用する際、3つ星のプラントを優先的に指定することが想定される。民間事業者としても、インセンティブがないと3つ星認証を取得するメリットがない。

2)2つ星、3つ星の取組み

- ・喫緊の課題である「カーボンニュートラルへの取組み」を入れるべき。
- ・多様な土質の原料土を改良対象とするプラントも評価されるべき。
- ・「改良土の土壌汚染対策法指定基準適合」の文章表現を変更すべき。

(5)その他

1)認証取得後の「フォローアップ審査」は現地審査(現地確認)が必要。

2)労働安全衛生(HSE)

- ・HSEへの取組みを「審査事項・審査基準」の(エ)継続的な適合を可能とする組織管理体制等の具体的事項とするか、2つ星、3つ星の取組みとするか要検討。→資料2の修正版では3つ星取組

3)用語の修正

- ・「土壌汚染対策法指定基準」→「土壌汚染対策法の汚染状態に関する基準」
- ・「改良剤」→「改良材」

(5)今後の委員会スケジュールについて

- ・第3回委員会開催日は、令和4年2月4日(金) 14:30~16:30とする。

以上